定款

竹田印刷株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、竹田印刷株式会社と称する。

英文では、TAKEDA PRINTING CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務
 - 2. 紙器ならびに包装資材の製造販売
 - 3. 広告の企画・立案ならびに制作
 - 4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売
 - 5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営
 - 6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作
 - 7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務
 - 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売
 - 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売
 - 10. 不動産の賃貸業務
 - 11. 紙ならびに印刷用資材の販売
 - 12. 活字の製造販売
 - 13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース
 - 14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース
 - 15. 損害保険代理店業
 - 16. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース
 - 17. 労働者派遣事業
 - 18. 倉庫業
 - 19. 医薬部外品および化粧品の製造販売
 - 20. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故そ の他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、29,592,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、25名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める取締 役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項 につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役

会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条 第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査 役を選任することができる。
 - 4. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が 監査役に就任した場合は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条 第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(実施期日)

- 1975年5月 制定
- 1975年12月 改訂
- 1990年12月 改訂
- 1992年4月 改訂
- 1993年6月29日 改訂
- 1994年6月27日 改訂
- 1996年6月27日 改訂
- 1998年6月26日 改訂
- 1999年6月29日 改訂
- 2002年6月27日 改訂
- 2003年6月27日 改訂
- 2004年6月29日 改訂
- 2005年6月29日 改訂
- 2005年11月1日 改訂
- 2006年6月29日 改訂
- 2009年6月26日 改訂
- 2000 | 071 20 11 3011
- 2010年1月6日 改訂
- 2010年6月25日 改訂
- 2011年6月28日 改訂
- 2013年6月27日 改訂
- 2016年6月28日 改訂
- 2018年6月27日 改訂
- 2020年6月25日 改訂